

|      |   |
|------|---|
| 日 時  | 令和5年7月27日（木） 10:15～10:45 第6回経営会議  |
| 出席者  | 平原副市長、伊地知副市長、大久保副市長、技監、政策局長、総務局長、財政局長、温暖化対策統括本部長、中区長  |
| 欠席者  | 城副市長、市民局長   |
| 議 題  | こども家庭センターの設置について【こども青少年局】   |
| 議事要旨 | <p><b>【論点】</b></p> <p>「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）において、市町村は「こども家庭センター」の設置に努めることと規定されたことを受け、同センターを設置し、横浜で子育てをする全ての人と全ての子どもにやさしいまちづくりを実現する。</p> <p>(1) 各区こども家庭支援課の、①地域における子育て支援の基盤づくりの機能、②当事者のニーズに沿った手厚い相談支援機能を強化する。</p> <p>(2) 設置に当たっては、令和6年4月から段階的に設置する。</p> <p><b>【説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が求める「こども家庭センター」の体制・主な機能は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①組織全体のマネジメントができる責任者（センター長）の設置及び組織の中心で各専門職を一体化し支援を行う統括支援員を配置</li> <li>②支援計画（サポートプラン）の作成及び手交</li> <li>③地域資源の開拓</li> </ul> </li> <li>・本市では法改正の趣旨でもある母子保健・児童福祉の一体的な推進について、すでに取り組んできたところであるが、さらなる効果的な予防的支援等に向け、次のとおり取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①統括支援員を中心に、地域資源の把握や、地域資源のネットワーク化</li> <li>②統括支援員による母子保健と児童福祉の一体的な支援及び支援計画の作成による、これまで以上の当事者ニーズに応じた支援</li> <li>③区こども家庭支援課の業務見直しの実施</li> </ul> </li> <li>・今後、区こども家庭支援課の体制を業務見直しの実施と併せ、関係局と調整する。</li> </ul> <p><b>【主な意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統括支援員は、保健と社会福祉の機能を併せ持つ希少性の高い人材である。専門職としての能力を発揮できるよう、現状でどこまでできていて、今後何が求められるのか整理すべき。</li> <li>・今後の国の動向を踏まえ現行体制での対応の可否など十分に精査し、増員を前提とすることなく、関係局とも調整し、体制の再検討・議論を行うこと。</li> <li>・速やかに設置を終えるよう、早期に着手すること。</li> </ul> <p><b>【結論】</b></p> <p><u>主な意見を踏まえつつ、局案について了承。</u></p> |